

主 文
本件各控訴を棄却する。
理 由

本件各控訴の趣意は、被告人Aの弁護人牛島定、被告人Bの弁護人五十嵐末吉、被告人Cの弁護人小川徳次郎各作成名義及び被告人Dの弁護人内藤丈夫、同五十嵐末吉兩名共同作成名義の各控訴趣意書記載のとおりであるから、これらをここに引用し、これに対して次のとおり判断する。

小川弁護人の論旨第一点について。

原判決が、被告人Cの原判示所為に対し、競馬法第三十条第三号を適用していることは、所論のとおりであつて、所論は、原判決には、この点につき法令の解釈適用を誤つた違法があるとして、この誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである旨主張することにより、審究するに、競馬法第三十条第三号は、中央競馬又は地方競馬の競走対し、同法第三十一条第一号において、業として勝馬投票券の購入の委託を受けた者を処罰する旨が定められていること、及び右第三十一条第一号の規定は、昭和三十年六月十四日法律第二十一号競馬法の一部を改正する法律によつて新設された規定であつて、その改正以前の犯行たる右被告人の原判示所為に對しては、適用のたいものであることは、いずれも所論のとおりである。しかして、馬法第三十条第三号をもつては処罰することができないため、これを処罰の対象とするか否か主張するに必要上、前示第三十一条第一号の規定を新設するに至つた第三十条第三号の趣旨より勝馬投票類似行為をさせ利を図つた場合には該当しないも、真実委託者より勝馬投票券購入の委託を受けて、その購入の取次行為をす場合と、形式的に購入をすことなく、万一中者となつたときは、これに身銭をもつて払戻金と同額を支払うが、さもなければ、委託者より徴収した金員をそのまま利得してしまふいわゆる呑み行為とは、法益侵害の程度に差異があると考へられ、この点を前示第三十条第三号と第三十一条第一号〈要旨〉との法定刑に軽重の差異ある点と照らし合わせて考察するときは、右第三十一条第一号は、真実投票券購入の委託を受けてその購入の取次行為をした場合を処罰の対象としたものであつて、本件のような投票券購入の委託を受ける名義の下にいわゆる呑み行為をした場合は、第三十条第三号に該当するものと解するのが相当であると考えられるのである。してみれば、原判決が被告人Cの原判示所為に対し、右競馬法第三十条第三号を適用したことは正当であつて、原判決には、所論のような法令の解釈適用を誤つた違法があるものということとはできないから、論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中西要一 判事 山田要治 判事 石井謹吾)